

発議第 19 号

自殺対策の強化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年10月7日提出

提出者

議会運営委員長 海老原 功一

自殺対策の強化を求める意見書

政府は、7月16日、閣議で2019年版の自殺対策白書を決定した。

人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は、9年連続で低下し、1978年以来最も少なくなったことは、2006年、自殺対策基本法の制定や2016年の法改正、政府や自治体の取り組み及び市民レベルでの努力の結実といえる。

一方、20才未満での自殺死亡率は、1978年以後、年々、悪化の一途をたどっている。とりわけ10代の自殺の原因・動機では、「学校問題」が全体の3割と突出して高くなっている。しかも、15才から34才の死因の第一位は自殺となっており、これは先進7カ国の中では日本だけとの指摘もある。

そこで政府に対し、諸外国と比較しても、日本の自殺死亡率がまだ高率であることや、若者の死因トップが自殺であることから、以下のことを強めるよう要望する。

記

- 1 都道府県と市町村の地域自殺対策計画策定の義務付けについて徹底を図り、必要な支援を行うこと。
- 2 自殺対策の推進体制強化のために設けられている自殺総合対策推進センターについては、体制強化や窓口増強などに取り組むこと。
- 3 行政とともに市民レベルでの取り組みが広がっていることから、連携の強化などを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年10月7日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
文部科学大臣	萩生田	光一	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

千葉県流山市議会

発議第 20 号

選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年10月7日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 高橋 光

〃 植田 和子

〃 乾 紳一郎

選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書

2017年12月に内閣府が行った世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別姓（氏）」の導入に向けた法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回った。年代別に見れば、30代で84.4%となる一方、姓が違って家族の一体感に「影響がない」という回答は64.3%と過去最高となり、国民的意識の変化は顕著となっている。

1996年、法務省法制審議会は選択的夫婦別姓の導入をすでに答申しており、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされた経緯がある。さらには、日本政府が1985年に批准した『国連女性差別撤廃条約』では、「姓を選択する権利」が明記され、2009年8月には女性差別撤廃委員会から、早急に対策を講じるよう政府に求められている。

いまや世界的流れは大きく変化し、以前は同姓を義務付けていたトルコやタイなどの国も、すべて法改正され、夫婦同姓を義務付けている国は、日本だけとなったことは、法務省の国会答弁でも裏付けられた。

そこで政府に対し、選択的夫婦別姓の法制化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2019年10月7日

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
法務大臣	河井 克行 様
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)	橋本 聖子 様
内閣官房長官	菅 義偉 様

千葉県流山市議会